

鳥取縣公報

昭和十八年四月十三日
第千四百二十四號

火曜 日

本書ノ大キサハ國定規格A5列

目次

- 告示
 - 石炭販賣價格改正……………一頁
 - 種子用里芋販賣價格改正……………一頁
 - 鳥取縣中小商工業再編成協議會規程中改正……………一頁
 - 齒科醫ヲ保險醫ニ指定……………一二頁
 - 蠶糸生産費調査指導員囑託……………一二頁
- 彙報
 - 大和民族の人口確保と北滿……………一三頁
- 其の他……………

告示

◆鳥取縣告示第百九十二號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル石炭ノ販賣價格左ノ通指定ス

昭和十七年七月二十四日鳥取縣告示第四百八十四號ハ之ヲ廢止ス

昭和十八年四月十三日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣内渡販賣業者最高販賣價格

一 第一種（一般用炭）

(イ) 甲號（常磐炭及宇部炭以外ノ石炭）

00911

01900

種類及等級	塊炭又ハ小塊炭	大口最高販賣價格 (各港岸着船 乗改斤渡) (單位一吨)	小口最高販賣價格 (消費者持込渡) (一回ノ荷渡數一 回ノ荷渡數以上ノ 場合一吨未滿ノ 場合單位一 俵(正味五〇斤)	粉炭
	特一級	三,一〇〇	三,九八〇	
	特二級	三,〇〇〇	三,九〇〇	特二級
	特三級	二,九〇〇	三,八二〇	特三級
	一級	二,八七〇	三,七四〇	一級
	二級	二,七九〇	三,六六〇	二級
	三級	二,七一〇	三,五八〇	三級
	四級	二,六三〇	三,五〇〇	四級
	五級	二,五五〇	三,四二〇	五級
	六級	二,四七〇	三,三四〇	六級
	七級	二,三九〇	三,二六〇	七級
	八級	二,三一〇	三,一八〇	八級
	九級	二,二三〇	三,一〇〇	九級
	十級	二,一五〇	三,〇二〇	十級
				微粉炭(沈澱粉炭ヲ含ム)
				特一級
				特二級

00912

種類及等級	塊炭又ハ中塊炭	大口最高販賣價格 (各港岸着船 乗改斤渡) (單位一吨)	小口最高販賣價格 (消費者持込渡) (一回ノ荷渡數一 回ノ荷渡數以上ノ 場合一吨未滿ノ 場合單位一俵 (正味五〇斤)	(口) 丙號(宇部炭)	特三級	特二級	特一級	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	
					三,一〇〇	三,〇〇〇	二,九〇〇	二,八〇〇	二,七〇〇	二,六〇〇	二,五〇〇	二,四〇〇	二,三〇〇	二,二〇〇	二,一〇〇	二,〇〇〇	一,九〇〇	一,八〇〇
					二九,一〇〇	二八,三〇〇	二七,五〇〇	二六,七〇〇	二五,九〇〇	二五,一〇〇	二四,三〇〇	二三,五〇〇	二三,〇〇〇	二二,五〇〇	二二,〇〇〇	二一,五〇〇	二一,〇〇〇	一九,九〇〇
					粉炭	特一級	特二級	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	
					二九,〇五	二七,九五	二六,八五	二五,七五	二四,六五	二三,五五	二二,四五	二一,三五	二〇,三五	一九,六〇	一八,六〇	一七,六五	一六,九五	
					三七,七五	三六,六五	三五,五五	三四,四五	三三,四五	三二,三五	三一,二五	三〇,六〇	二九,九五	二八,九五	二七,三〇	二五,六五	二四,一〇	
					三三,六五	三一,八五	三〇,五五	二九,〇五	二七,三五	二五,八五	二四,四五	二三,三五	二二,三五	二一,六五	二〇,六五	一九,六五	一八,六五	

00913

九	八	七	六	五	四	三	二	一	特二	特一
級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級
二、五	三〇、三五	一九、一五	一七、九五	一六、七五	一七、〇五	一八、六五	一七、八五	一七、〇五	一五、〇五	一三、八五
二七、八五	二六、六五	三五、四五	二四、二五	三三、〇五	二四、九五	二四、一五	二二、三五	二一、三五	一八、九五	一七、七五
微粉炭(沈澱粉炭ヲ含ム)										
二 第二種(原料用炭) (單位一噸)										
等	特一	特二	特三	一	二	三	四	五	六	七
級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級
大口最高販賣價格 (各港岸着船乘改斤渡)	二六、三〇	二五、八〇	二五、四〇	二四、六〇	二四、〇〇	二三、八〇	二三、四〇	二三、〇〇	二三、〇〇	二三、〇〇
三 第三種(瓦斯發生爐用炭)										
種類及等級										
大口最高販賣價格 (各港岸着船乘改斤渡)										
甲	特一									
特一	級									
三、五	三、五									

00914

六	五	四	三	二	一	特二	特一	乙	七	六	五	四	三	二	一	特二
級	級	級	級	級	級	級	級	號	級	級	級	級	級	級	級	級
三三、九五	三三、三五	三三、七五	三三、七五	三三、九五	三三、九五	三三、三五	三三、三五		三三、九五	三三、七五	三三、七五	三三、一五	二四、一五	二四、五五	二四、五五	二六、一五
四 第四種(無煙炭)																
種類及等級																
大口最高販賣價格 (各港岸着船乘改斤渡)(單位一噸)																
小口最高販賣價格 (消費者持込渡)(單位一噸)																
七	一															
七	級															
三、五	三、五															
塊炭(中塊炭ヲ含ム)																
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十							
級	級	級	級	級	級	級	級	級	級							
四、六五	四〇、六五	三八、六五	三七、〇〇	三五、八〇	三五、八〇	三三、八〇	三三、八〇	二九、八〇	二七、八〇							
五、六五	五四、三五	五三、三五	五〇、七〇	四九、五〇	四七、五〇	四四、五〇	四四、五〇	四二、五〇	四〇、二五							
小塊炭(小小塊炭ヲ含ム)																

一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級
三九、〇〇	三七、五〇	三五、七〇	三三、二五	三一、一〇	二九、〇〇	二七、八〇	二六、〇〇	二四、九〇	二四、〇〇
五、〇〇	五、二〇	四九、四〇	四七、九〇	四六、八〇	四三、〇五	四一、二五	四〇、五〇	三九、七〇	三八、六〇
三、〇〇	三、一〇	三、二〇	三、三〇	三、四〇	三、五〇	三、六〇	三、七〇	三、八〇	三、九〇
二、七〇	二、八〇	二、九〇	三、〇〇	三、一〇	三、二〇	三、三〇	三、四〇	三、五〇	三、六〇

(1) 山口粉炭及朝鮮粉炭以外ノ粉炭

粉炭(豆塊炭、微粉炭及沈澱粉炭ヲ含ム)

一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級
三九、〇〇	三七、五〇	三五、七〇	三三、二五	三一、一〇	二九、〇〇	二七、八〇	二六、〇〇	二四、九〇	二四、〇〇
五、〇〇	五、二〇	四九、四〇	四七、九〇	四六、八〇	四三、〇五	四一、二五	四〇、五〇	三九、七〇	三八、六〇
三、〇〇	三、一〇	三、二〇	三、三〇	三、四〇	三、五〇	三、六〇	三、七〇	三、八〇	三、九〇
二、七〇	二、八〇	二、九〇	三、〇〇	三、一〇	三、二〇	三、三〇	三、四〇	三、五〇	三、六〇

(2) 山口粉炭及朝鮮粉炭

一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級
三九、〇〇	三七、五〇	三五、七〇	三三、二五	三一、一〇	二九、〇〇	二七、八〇	二六、〇〇	二四、九〇	二四、〇〇
五、〇〇	五、二〇	四九、四〇	四七、九〇	四六、八〇	四三、〇五	四一、二五	四〇、五〇	三九、七〇	三八、六〇
三、〇〇	三、一〇	三、二〇	三、三〇	三、四〇	三、五〇	三、六〇	三、七〇	三、八〇	三、九〇
二、七〇	二、八〇	二、九〇	三、〇〇	三、一〇	三、二〇	三、三〇	三、四〇	三、五〇	三、六〇

特一級	特二級	特三級	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	粉炭
三三、〇〇	三三、五〇	三三、七〇	三三、九〇	三三、一〇	三三、三〇	三三、五〇	三三、七〇	三三、九〇	三三、一〇	三三、三〇	三三、五〇	三三、七〇	三三、〇〇
四六、五〇	四五、七〇	四四、九〇	四四、一〇	四三、三〇	四二、五〇	四一、七〇	四〇、九〇	四〇、一〇	三九、三〇	三八、五〇	三七、七〇	三六、九〇	三六、〇〇
三、〇〇	三、一〇	三、二〇	三、三〇	三、四〇	三、五〇	三、六〇	三、七〇	三、八〇	三、九〇	四、〇〇	四、一〇	四、二〇	四、三〇
三、〇〇	三、一〇	三、二〇	三、三〇	三、四〇	三、五〇	三、六〇	三、七〇	三、八〇	三、九〇	四、〇〇	四、一〇	四、二〇	四、三〇

塊炭又ハ中小塊炭

種類及等級

大口最高販賣價格
(各港岸着船乗改
斤渡)(單位一吨)

小口最高販賣價格
(消費者持込渡)
(單位一吨)

特二級	特三級	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	粉炭
三三、〇〇	三三、五〇	三三、七〇	三三、九〇	三三、一〇	三三、三〇	三三、五〇	三三、七〇	三三、九〇	三三、一〇	三三、三〇	三三、五〇	三三、〇〇
四六、五〇	四五、七〇	四四、九〇	四四、一〇	四三、三〇	四二、五〇	四一、七〇	四〇、九〇	四〇、一〇	三九、三〇	三八、五〇	三七、七〇	三六、九〇
三、〇〇	三、一〇	三、二〇	三、三〇	三、四〇	三、五〇	三、六〇	三、七〇	三、八〇	三、九〇	四、〇〇	四、一〇	四、二〇
三、〇〇	三、一〇	三、二〇	三、三〇	三、四〇	三、五〇	三、六〇	三、七〇	三、八〇	三、九〇	四、〇〇	四、一〇	四、二〇

微粉炭(沈澱粉炭ヲ含ム)

二級	三、五	六、五
三級	二、五	七、五
四級	三〇、五	三六、五
五級	一九、七五	二六、〇五
六級	一八、九五	三五、二五
七級	一八、五	三四、五
八級	一六、九五	三三、二五
九級	一五、七五	三三、〇五
十級	一四、五	三〇、八五

六 本表最高販賣價格ハ日本石炭株式會社ノ販賣スル場合及石炭配給統制法第十五條第一項ノ規定ニ依ル日本石炭株式會社ノ販賣價格ノ指示ヲ受ケ販賣スル場合以外ノ販賣業者(石炭品位取締規則第六條ノ許可ヲ受ケ石炭ヲ選別シテ賣渡ス者ヲ含ム)ノ販賣價格トス

七 大口最高販賣價格ハ持込場所毎ニ一箇月販賣數量八吨以上ノ場合ノ價格トシ小口最高販賣價格ハ持込場所毎ニ一箇月ノ販賣數量八吨未滿ノ場合ノ價格トス

八 本表各港岸着船乘改斤渡大口最高販賣價格ハ境、米子、賀露各港ニ於ケル岸着船乘改斤渡トス

九 第一種甲號ノ内地本土炭以外ノ石炭ニシテ貨車モノ(坑所ヨリ鐵道ニ依リ直送セラレタルモノ又ハ縣内港以外ノ港ヲ經由シ鐵道ニ依リ輸送セラレタルモノ以下同シ)ノ鳥取縣内各驛着貨車乘改斤渡大口最高販賣價格ハ第一種丙號又ハ第四種ノ山口炭ニ在リテハ日本石炭株式會社ノ定ムル字部炭又ハ山口炭沿線市場地區販賣建値價格中第三地區ノ價格ニ其ノ他ノモノニ在リテハ日本石炭株式會社ノ指示シタル各驛着貨車乘價格ニ一吨ニ付第一種第二種又ハ第三種ニ在リテハ二圓七五錢ヲ第四種ニ在リテハ三圓一五錢ヲ第五種ニ在リテハ二圓九五錢ヲ加算シタル額トス

十 内地本土炭ニシテ貨車モノノ大口最高販賣價格ハ日本石炭株式會社ノ定ムル坑所販賣建値價格ニ當該積出驛ヨリ着驛ニ至ル鐵道運賃ノ外一吨ニ付第一種、第二種又ハ第三種ニ在リテハ二圓七五錢ヲ第四種ニ在リテハ三圓一五錢ヲ第五種ニ在リテハ二圓九五錢ヲ加算シタル額ヲ以

テ當該積出着貨車乘改斤渡ノ價格トス

十一 持込渡ノ大口最高販賣價格ハ左ノ輸送經路ニ依ル場合ニ於テハ左表(甲)、(乙)、(丙)及(丁)ニ依リ算出シタル該當費用ヲ夫々本表大口最高販賣價格ニ加算スルコトヲ得

(一) 各港岸着船又ハ各驛着貨車ヨリ需要者ニ直接又ハ貨車艇若ハ自動車等ニ依リ持込ム場合

(二) 各港岸着船又ハ各驛着貨車ヨリ販賣業者ノ貯炭場ニ引取リタルモノヲ需要者ニ直接又ハ貨車艇若ハ自動車ニ依リ持込ム場合

(甲) 貨車ニ依リ輸送スル場合

(乙) 艇ニ依リ輸送スル場合

(丙) 積込場所ヨリ荷卸驛ニ至ル鐵道運賃

(丁) 積込場所ヨリ荷揚場所ニ至ル艇賃ノ實費

自動車等ニ依リ輸送スル場合

輸送距離 (一吨ニ付)

五杆迄 一、〇〇

五杆ヲ超ユル場合ハ一杆迄ヲ増ス毎ニ二〇錢増トス

(丁) 陸揚積卸等ニ際シ人夫ヲ要スル場合 (一吨ニ付)

貯炭場揚ノ場合 一、二、五

岸着船ヨリノ陸揚場所迄ノ距離三〇米ヲ超ユル場合ハ一〇米迄ヲ増ス毎ニ七錢ヲ加算スルコトヲ得

艇ニ積替ノ場合 〇、六、七

貯炭場ヨリ艇積込ノ場合 〇、七、〇

艇ヨリ持込ノ場合 〇、八、〇

自動車等ヨリ持込ノ場合 〇、五、〇

自動車等ニ積込ノ場合 〇、四、〇

貨車卸ノ場合 〇、八、〇

貨車ニ積込ノ場合 〇、九、五

前項ニ掲グル輸送經路以外ノ輸送經路ニ依リ持込渡ノ大口販賣ヲ爲ス場合ニ於テハ本表大口最高販賣價格ニ依ルモノトス

十二 大口販賣ノ場合ニ於テ買方ノ依頼ニ依リ粉拔ヲ爲シタル塊炭ヲ販賣スル場合ハ一吨ニ付第一種、第二種又ハ第三種ニ在リテハ一圓四〇錢ヲ第四種又ハ第五種ニ在リ

00919

テハ六圓四〇錢ヲ加算スルコトヲ得(持込ノ際篩目四分以上ノモノトシ粉(篩目四分未満ノモノ)混入重量率三%迄許容ス

十三 本表ニ掲グル小口最高販賣價格ハ西伯郡境町、米子市及鳥取市賀露町ニ於ケル消費者持込渡價格(容器ハ通ヒトス)ニシテ右以外ノ地ニ於ケル消費者持込渡價格ハ本表持込渡大口最高販賣價格ニ左記額ヲ加算シタル額トス

種類	別	一疋ニ付
有煙塊炭、中小塊炭		四、四〇
無煙塊炭、中小塊炭		九、四〇
煽石塊炭、中小塊炭		八、九〇
粉 炭、微粉炭		二、五〇

十四 小口販賣ノ場合ニ於ケル塊又ハ中小塊炭ハ篩目四分以上ノモノトス但シ持込ノ際(粉篩目四分未満ノモノ)混入重量率三%迄許容スルモノトシ三%ヲ超ユル場合ハ本表小口最高販賣價格ヨリ一疋ニ付三圓ヲ一俵(正味五〇疋)、付一五錢ヲ控除シタル額トス

十五 第一種、第四種又ハ第五種ニシテ買方ノ依頼ニヨリ二種類以上ノ石炭ヲ選炭セズシテ販賣スル場合(未選切込炭トシテ販賣スル場合)ノ最高販賣價格ハ當該石炭ノ等級ニ該當スル粉炭ノ最高販賣價格ニ左記額ヲ加算シタル額トス

種類	別	一疋ニ付
第一種 乙號ノ場合		一、三三五
丙號ノ場合		一、一〇〇
乙號及丙號以外ノ場合		〇、七〇
第四種		一、八〇
第五種		〇、七〇

十六 規格外炭ニシテ石炭品位取締規則第四條但書ノ許可ヲ受ケ販賣スル場合ノ價格ハ當該種類ノ最下級炭ノ最高販賣價格ヨリ左表ノ區分ニ依リ夫々左記額ヲ控除シタル額トス

(イ) 第一種 甲號	塊炭又ハ中小塊炭	粉 炭	微粉炭
四〇〇〇カロリ以上ノモノ	二、五〇	二、五〇	二、一五

00920

三五〇〇カロリ以上ノモノ 四、五〇 四、五〇 二、一五

(ロ) 第一種 丙號

三五〇〇カロリ 二、一五 一、七〇

(ハ) 第四種

三五〇〇カロリ 二、四〇 一、九五
一以上ノモノ
三五〇〇カロリ 六、五〇 六、五〇 二、一五
一未満ノモノ

(ニ) 第五種

四〇〇〇カロリ 四、五〇 四、五〇 三、一〇
一以上ノモノ
三五〇〇カロリ 六、五〇 六、五〇 三、一〇
一以上ノモノ
三五〇〇カロリ 八、五〇 八、五〇 三、一〇
一未満ノモノ

鳥取縣告示第百九十三號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ種子用里芋ノ販賣價格左

ノ通指定、昭和十七年四月鳥取縣告示第百八十四號(種子用里芋ノ販賣價格指定ノ件)ハ之ヲ廢止ス
昭和十八年四月十三日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

種子用里芋ノ最高販賣價格

白芽ノ親芋 一貫當 三三五
其ノ他ノ里芋 〃 一、一五
一 本表價格ハ三月ヨリ五月マデノ間ニ於テ農會ノ斡旋ニ依リ種子ニ供スル目的ヲ以テ販賣スルモノニ限り適用スルモノトス
二 本表價格ハ引渡地ニ於ケル最高販賣價格トス

鳥取縣告示第百九十四號

鳥取縣中小商工業再編成協議會規程中左ノ通改正ス

昭和十八年四月十三日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第五條ニ左ノ一項ヲ加フ

職業轉換ニ關スル部會ハ縣單位ニ之ヲ設ク

00921

第七條中「内政部長」ヲ「主務部長」ニ改ム
本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◆鳥取縣告示第百九十五號

健康保險法國民健康保險法並船員保險法ニ基ク保險醫トシテ左ノ齒科醫師ヲ指定セリ
昭和十八年四月十三日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

診療所々在 地	氏 名	指定年月日
米子市東倉吉町一二八番地 岡本方	八田 嘉義	昭和十八年四月七日
西伯郡上道村一八二三番ノ二	前田 正連	全
米子市尾高町一四七番地	宮田 田	全
米子市東町二番地	高橋 芳藏	全
米子市天神町一丁目五〇番地	古賀 定	全
東伯郡長瀬村大字田後五七番地	武内富喜子	全
東伯郡松崎村四四七番地	加藤 正人	全
東伯郡倉吉町字西町二七〇二番地	諏訪部幸子	全

西伯郡中濱村大字佐斐神	井田 秋房	全
西伯郡富益村四五番屋敷	佐々木靜雄	全
日野郡根雨町三四三ノ三番地	福木 政實	全
鳥取市本町一丁目三九番地	百村 浩	全

◆鳥取縣告示第百九十六號

蠶絲生產費調査指導員左ノ通囑託アリタリ
昭和十八年四月十三日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

囑託年月日	擔當事務	執務場所	官職位動功	氏 名
昭和十八年三月二十七日	繭生產費調査	鳥取縣廳農務課	鳥取縣技手	吉田芳男

00922

彙 報

大和民族の人口確保と北滿

日本民族發展の基地として
北滿開拓に斷乎躍進を要す

國力の根源がその國の人口にあることは當然であつて、現下の大東亞戰爭遂行にあたりてこれが緊要性はまさしくと吾等の眼前に鮮明化された。即ち戰爭遂行及び大東亞防衛に要する兵力に於て、また軍需品を中心とした各種工業並に燃料の產出、陸海運輸の需要充足の爲に多大の人口を要するはもとより、更に又大東亞諸民族を指導すべき部面に於ても優秀なる人的資源を益々必要とすることは實に驚くべきものであつて、過る昭和五、六、七、八年當時の就職難時代を回想するとまことに夢のやうである。今日の日本は如何程澤山の日本民族があつても尙足りない有様である。

今隣邦強國の人口保有狀況を見るに、ソ聯邦は一億九千萬、アメリカ合衆國は一億三千萬の人口を有して居り、東條首相も「人口一億以下の國家は將來世界に雄飛することは出来ない」といはれて居るのであつて、我々はこの大東亞戰爭を飽くまで勝ち抜いて、更に大東亞共榮圈建設の大理想を達成する爲には、何が何でも是非一億以上の大和民族の人口を確保しなければならぬ。

依つて政府は曩に人口政策確立要綱を定めてあらゆる活動を展開し、或は婦人の結婚年齢を低下して初婚年齢三年引き下げを強調し、(日本婦人の繁殖力は二十歳より二十四歳までを最高とするが、目下その結婚平均年齢は二十四歳四分である)乳幼児死亡率低下を圖り、(日本の乳幼児死亡率は年々十數萬人)青少年層を蝕む結婚の根絶を圖り、(結婚死亡年々十五萬、罹病者百五十萬といはれる)その他種々の方策を樹立し、且つ全人口の四割を農業に確保する方針を樹て、人口増強に努め、昭和三十五年内地人口一億實現を企圖してゐるのである。

00923

人口増殖の基地を農村に求めねばならぬといふことは昔からの定論であつて、華美、不潔な空氣、末梢神經を刺激する噪音、不健全な環境、そして不健康な体格を持つ都會人に國家の人口基地を求めるとは不可能である。野に畑に山に、太陽の光を全身に浴びて困苦と戦ひ、頑健な体軀と太い神經を有する農村こそ、日本民族培養地の首位たるべきものでなければならぬのである。

いまこれを統計の上に見るに、昭和十年の市部出生率は人口千につき二六・五七であるに對し郡部は三四・〇九である。一面死亡率は市部一四・七四に對し郡部一七・七七で、郡部は著しく多産多死の如く見えるのであるが、しかしこれは全く近來の市部への人口集中の影響を受けてゐるものであつて、市部には生殖率高く死亡率の最も低い青壯年の集つてゐるに對し、郡部は反對に幼少年及び老年者が多いことを考えねばならぬ。このことはこの年齢構成の差異を除いて標準化された率によつて見た兩者の死亡率が示してゐて、大正十四年には市部二一・七九郡部一九・八三でかへつて市部が高かつた位である。

かくて人口の自然増加率は昭和十年に於て市部人口千につき九・三六であるに對し郡部は二三・〇〇となつてゐるのであつて、郡部に於ける人口の自然増加力は市部の二倍半近くに達してゐる。即ち最近の経験からいつても民族力の源泉は農業人口の維持によらねばならぬのであつて、近來の我が國に於ける恐るべき出生率低下の傾向は、農業人口の割合が減少して都市人口が増加した結果であると考えられるのである。

◆
こんな理由から人口の増殖基地は是非農村に求めねばならぬので、政府はこれが爲我が國人口の四割を農村に確保する計畫を樹てゐるのであるが、しかしこれを現状のままに日本の内地だけに確保するといふことは頗る困難とせねばならぬ。

◆
今近來の農村状況を見ると農家戸數は年々減少の傾向にあつて、昭和十五年の農村戸數は同十一年に較べて十一萬八千戸を減少して居るのであつて、現在農村人口は大體總人口の三割五分である。然らば何故に我が農村人口が減少

00924

の傾向にあるかといへば、要するに日本内地に於ては土地が狭少で農業の安定經營が困難なといふことに歸する。それも農家として安定し、經濟的に餘悠ある爲にはどうしても一戸當り二町歩乃至三町歩の耕作面積を必要とするといはれてゐるが、現在日本内地の農家耕作反別は北海道を入れて一町歩、北海道を除けば九段歩にしかならぬのであつて、農地開發營園では未墾地開發に懸命の努力を拂つてゐるのであるけれども、軍需工業其他必要缺くべからざる用途の爲に年々莫大の耕地を潰さねばならぬ點もあり耕地の増加はなかく容易のことでない。

かうしたわけから我が國の農家は狭少なる土地による耕作を行ふものが頗る多く、従つてその經營は農業以外の職業を兼ねるいはゆる兼業農家が多數であり、農業の中堅階層たる自作農並に自作兼小作農は年々減少の傾向にある。それに耕地狭少の爲に飼料の獲得が困難であつて家畜使用が少なく、有畜農業を営むことも出來ない現狀にあり、その他耕地の分散が甚しいことや、畜力機械力の利用が貧困で人間努力の集約的であること等、いづれも耕地面積狭少

の結果と云はねばならぬ。

◆
一戸當り耕地面積の擴大が是非必要であるに拘らず、土地は狭少であつて擴大が出來ず、遅しき農家、安定した皇國農村を建設して人口増殖の基地たらしめることが出來ぬとすれば、残された途は内地農村の農家戸數を減少して他に移す、即ち計畫的な分村によつて内地には國本農家皇國農村を建設し、同時に分村地へも遅しき農家農村を建設するより外にない。然らばその土地はいづこに求むべきか。

◆
我が國は今大戦によつて南方に頗る廣汎にして肥沃な天地を得たのであつて、これらの土地は我が日本民族によつて開發し經營されねばならない。學者の研究によれば日本人は白人にくらべて熱帯馴化能力が大であつて、世界文明國民中日本人ほど熱帯作業に適應し得る能力を持つたものはないといはれて居り、我々は大々的に南方に發展して皇軍の成果を全からしめねばならぬのであるが、一面熱帯に於ける生活が日本人の精神力や作業能力に好ましくない影響を與へる點があることも事實であつて、要は日本人は

00925

白人よりそれを受けることが少いといふだけである。又濠洲やニュージールランドは日本内地と氣候關係も酷似し、日本民族培養の好適地といはれるが、今日の段階に於てはまだ我々の移動すべき地とはなつてゐない。

従つて今日に於て我が國の農業開拓民を送出配置し得べき地域は滿洲及び北支、特に滿洲を以て日本民族移動發展の最適地といはねばならぬのである。

滿洲は我が國より一葦帯水、しかも日本民族を中核とする五族協和の王道樂土建設を國是としてゐて、土地肥沃にして農耕に適し、廣大なる未墾地が茫漠と横はつて居つて氣候は内地より寒さがきびしいが、尙北方のシベリヤにロシア人の住んで居ることを思へば問題ではない。すべて人類の發展地としては温暖に過ぎるよりも寒氣の強い方が適してゐるのである。

滿洲は南滿と北滿に分たれて新京と公主嶺との中間高原地帯を境とし、氣候的に差異があるばかりでなく、土壤も南滿は赤褐色であるが北上するに従つて漸次黒色を呈し、

ハルピンから北は益々黒色地帯の本色を發揮し、土地の肥沃なことは斷然北滿がまさつてゐる。又南滿は乾燥農業であるが北滿は日本内地と同様濕地農業である。

更に滿洲を文化史的に見ると大体支那北邊の民衆が兵亂を避けて入滿北上し、比較的氣候の温和な南滿地區に定着したものであつて、更に最近に於て朝鮮より渡滿定着したものが多く、南滿は連年の掠奪農業の爲に土地は瘠薄化すると共に、都市の中には昔の殷盛を失つて僅かに交通の要衝と近代工業の存在によつて餘喘を保つてゐるものが少ない。

これに比べて北滿は新興都市が極めて多く、佳木斯、牡丹江、北安、東安、齊々哈爾等その人口増加は驚くべきものであつて、佳木斯の如きは十年前の人口五六千であつたものが今は十五萬を突破し、同じく牡丹江は事變前三四千の小部落であつたのが今は二十萬を突破してゐるといふ。要するに南滿に較べて北滿はこれから發展し飛躍すべき土地であつて、住民の氣性も苛烈な氣温の影響を受けて概して慍悍、豪快であるが、一方春ともなれば極めを美し

00926

く彩られ、自然美の影響もあつてか、一面鷹揚で柔らかな性質を持つてゐる。

我が滿洲開拓の事業は始め滿洲開發の必要と、日本内地過剩人口に生活の方途を與へる必要の爲に起されたのであるが、今や支那事變より大東亞戰爭と發展するに及んで甚しい人口不足に伴ひ、且つ上述の如く内地適正農業經營上他に廣汎なる土地を必要とするに至つて、滿洲の開拓は我が國發展の爲にも滿洲興隆の爲にも必須の重要問題となつたのであつて、政府は北滿を以て開拓民送出の最適地として昭和十二年より二十ヶ年百萬戸送出計畫の下に、昭和十六年度を以て第一期五ヶ年計畫を終り、昨年より第二期五ヶ年計畫の實施に入つてこの期間に開拓民二十二萬戸、青少年義勇軍十三萬人を目標とし、その達成に邁進してゐる。即ち滿洲開拓は今や人口過剩の爲でなくて反對にその將來に於ける不足を克服するための重要事業とされるに至つたのであつて、大東亞建設の爲の有爲なる人材を培養する温床となるといふことが、今後の滿洲開拓事業に與へら

れた一つ大きな使命なのである。

皇國農民たるものは決して舊來の保守的感情に檢はれることなく、皇國將來の爲に滿洲國開拓の爲に更に大東亞指導人口増加への基地増殖の爲に、そして又自らの農業經營の合理的發展の爲に、敢然として北滿開拓に挺身しなければならぬのである。

◎文部省推薦音盤

◆長 唄「元 寇」 北原白秋 詞
日蓄工業株式會社 稀音家 淨觀 曲

◆管絃樂 「滿洲大行進曲」 東京 音樂學校
日本ビクター蓄音器株式會社

◆國民歌 「子實の歌」 山 上 憶 良 作 歌
服 部 正 編 曲
日本ビクター蓄音器株式會社

◆我等の歌 「働くころ」 岩 佐 東 一作 詞
深 海 善 次 作 曲
日本ビクター蓄音器株式會社

◇歌曲「土に生きる」

野村俊夫作詞
弘田龍太郎作曲

日蓄工業株式會社

◇三部輪唱「山の子供」

高橋菊太郎詞
平井保喜曲

日蓄工業株式會社

◇歌曲「そばの花咲く道」

酒井東輪詞
佐藤長助曲並編曲

大日本雄辯會講談社キングレコード部

◎週報・寫真週報掲載内容(四月十四日發行)

▲週報

- 最近の米英ソ關係
- 商工組合法
- 戰爭完遂と少年保護
- 外貨債借換について
- 生産擴充と鐵道輸送
- 大東亞、今日誌

▲寫真週報

- 第二次特別攻撃隊勇士海軍合同葬
- 東條總理滿洲を訪問
- 米機に學友を射殺された國民學校生徒達の防空必勝の構
- 少年を保護いたしませう
 - └育つ少年工に潤ある生活……………東京○○工場
 - └あやまつた少年達に戰ふ日本人の自覺と仕事……………静岡見保造船所
- 東京鐵道青年鍊成所の鍊成狀況
- 南太平洋の戰線から銃後の皆さんへ
 - 部隊 上野 弘 巳
- 比島人に働くよろこび
 - └完全占領のバター半島
- 銀座の街路樹も應召
- 連載「明るく戦はう」
 - └寫真週報郵便屋さんと歩いてみ
- 育つよし子に榮養食を 富山縣

昭和十八年四月十三日印刷
昭和十八年四月十三日發行

鳥取縣鳥取市東町
發行所 鳥取縣鳥取市吉方町
印刷所(西島19) 前田印刷所